

報告第2号

## 専 決 処 分 報 告

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、その承認を求める。

令和元年6月21日提出

芦屋市長 伊 藤 舞

### 記

芦屋市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

#### 処分理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、芦屋市介護保険条例の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため。

専決第2号

芦屋市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

別紙のように、芦屋市介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成31年3月31日

芦屋市長 山中 健

## 芦屋市条例第 1 4 号

### 芦屋市介護保険条例の一部を改正する条例

芦屋市介護保険条例（平成 1 2 年芦屋市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(保険料率) 第 4 条 (略) 2 前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>平成 3 1 年度及び平成 3 2 年度</u> の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、 <u>2 4, 6 0 0 円</u> とする。 3 <u>第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 3 1 年度及び平成 3 2 年度の各年度における</u> 保険料率は、同号の規定にかかわらず、 <u>3 7, 8 0 0 円</u> とする。 4 <u>第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 3 1 年度及び平成 3 2 年度の各年度における</u> 保険料率は、同号の規定にかかわらず、 <u>4 7, 7 6 0 円</u> とする。	(保険料率) 第 4 条 (略) 2 前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>平成 3 0 年度から平成 3 2 年度までの各年度</u> における保険料率は、同号の規定にかかわらず、 <u>2 9, 6 4 0 円</u> とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の芦屋市介護保険条例第4条の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

芦屋市介護保険条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行ったもの。

2 改正の内容

消費税率の引上げに合わせ、低所得者の介護保険料を軽減するため、保険料段階が第1段階から第3段階に該当する第1号被保険者についての平成31年度及び平成32年度の保険料率を次のとおり改定することとした。(第4条関係)

保険料段階	改正後		改正前	
	保険料率		保険料率	
	月額	年額	月額	年額
第1段階	2,050円	24,600円	2,470円	29,640円
第2段階	3,150円	37,800円	3,840円	46,080円
第3段階	3,980円	47,760円	4,110円	49,320円

保険料率(年額) = 基準額(※1) × 各段階の割合(※2) (10円未満切捨て)  
× 12か月

※1 基準額とは、本市が保険料段階の第5段階に定める月額5,490円の保険料率をいう。

※2 基準額に対する各段階の割合

	第1段階	第2段階	第3段階
平成30年4月～	0.45(※)	0.7	0.75
平成31年4月～	0.375	0.575	0.725

※ 第1段階は平成27年4月から減額を一部実施し、従前の0.5から0.45に軽減している。

### 3 施行期日等

(1) 平成31年4月1日

(2) 2の規定は，平成31年度以後の年度分の保険料について適用し，平成30年度以前の年度分の保険料については，なお従前の例による。

介護保険法施行令抜粋

(特別の基準による保険料率の算定)

第39条 前条第1項の規定にかかわらず，特別の必要がある場合においては，市町村は，基準額に各年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を保険料率とすることができる。この場合において，市町村は，第9号に掲げる第1号被保険者の区分を当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額に基づいて更に区分し，当該区分に応じて定める割合を乗じて得た額を保険料率とすることができる。

(1) 次のいずれかに該当する者 10分の5を標準として市町村が定める割合

イ 老齢福祉年金の受給権を有している者であって，次のいずれかに該当するもの（ロに該当する者を除く。）

(1) 市町村民税世帯非課税者

(2) 要保護者であって，その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの

ロ 被保護者

ハ 市町村民税世帯非課税者であって，当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が80万円以下であり，かつ，イ，ロ又はニに該当しないもの

ニ 要保護者であって，その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（イ（(1)に係る部分を除く。），次号ロ，第3号ロ，第4号ロ，第5号ロ，第6号ロ，第7号ロ，第8号ロ又は第9号ロに該当する者を除く。）

(2) 次のいずれかに該当する者 10分の7.5を標準として市町村が定める割合

イ 市町村民税世帯非課税者であって，当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が120万円以下であり，かつ，前号に該当しないもの

ロ 要保護者であって，その者が課される保険料額についてこの号の区分による

割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（前号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当する者を除く。）

- (3) 次のいずれかに該当する者 10分の7.5を標準として市町村が定める割合
- イ 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、前二号に該当しないもの
  - ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当する者を除く。）

（第4号省略）

- (5) 次のいずれかに該当する者 10分の10を標準として市町村が定める割合
- イ 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
  - ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当する者を除く。）

（第6号から第10号まで省略）

（第2項から第4項まで省略）

- 5 第1項第1号に掲げる第1号被保険者の保険料の減額賦課についての法第146条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合から10分の1.25を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。
- 6 第1項第2号に掲げる第1号被保険者の保険料の減額賦課についての法第146条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合から10分の1.25を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。
- 7 第1項第3号に掲げる第1号被保険者の保険料の減額賦課についての法第146条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合から10分の0.25を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。